

部長等
各 殿
消防署長

予 防 部 長

厨房設備に附属する排気ダクト等に係る運用基準の改正について（通知）

厨房設備に附属する排気ダクト等の構造等については、東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（平成3年8月1日予予第778号予防部長依命通達）第13に規定する予防事務審査・検査基準（以下「審査検査基準」という。）第3章、第2節、第2「厨房設備」（以下「厨房設備基準」という。）等により運用しているところです。

平成23年度及び平成24年度に厨房設備に附属する排気ダクト等への燃焼実験を行いました。その結果を受け、下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

1 改正の趣旨

東京消防庁火災予防規程（昭和61年5月東京消防庁訓令第36号。以下「規程」という。）第76条に基づく予防技術検討委員会及び規程第76条の3に基づく「飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策等検討部会」の検討の結果、「排気ダクトの維持管理に必要な点検口等に係る指針」が必要とされました。また、平成24年度の厨房排気ダクトの安全措置に関する実験から、風量・風速の低下により排気ダクト内へ延焼しやすくなること等が明らかとなりました。

このことから、風量・風速に対する留意事項や排気ダクト等の構造等についての厨房設備基準の一部を改正するものです。

2 厨房設備基準等の改正概要

(1) 天蓋に係る改正（厨房設備基準、2、(3)、ア、(イ)、a 天蓋関係）

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第3条の2第1項第2号イに規定する「排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の強度を有する特定不燃材料で造ること。」について、天蓋内の可燃性の物品が延焼媒体とならないよう「特定不燃材料以外の活性炭等」は天蓋内側に設けないことを規定したこと。

(2) 排気ダクトに係る改正（厨房設備基準、2、(3)、ア、(イ)、b 排気ダクト関係）

ア 排気ダクト内の風量が少ないと延焼する危険性が高くなることから「排気ダクト内の風量が、有効換気量における適正な範囲外とならないよう、風量調節装置の操作部にむやみに操作しない旨を表示すること」を新たに規定したこと。

イ 条例第3条の2第1項第4号に規定する「清掃ができる構造」について、点検口の位置等を明確に規定したこと。

ウ 条例第3条の2第1項第2号イに規定する「排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又

はこれと同等以上の強度を有する特定不燃材料で造ること。」について、排気ダクト内の可燃性の物品が延焼媒体とならないよう「特定不燃材料以外の活性炭等」をダクト内に設けないことを規定したこと。

エ 条例第3条の2第1項第2号ハに規定する「金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する」について、特定不燃材料で「隙間なく」被覆することを規定したこと。

(3) グリス除去装置（厨房設備基準、2、(3)、ア、(4)、c グリス除去装置関係）

条例第3条の2第1項第3号イに規定する「排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができる」について、グリスフィルター及びグリスエクストラクターの性能は適切な風速により維持することを規定したこと。

3 改正後の厨房設備基準等（改正部分抜粋）

別記1及び別記2のとおり

4 運用開始日

平成25年10月8日

5 運用上の留意事項

(1) グリスフィルターおよびグリスエクストラクターは、厨房設備基準、別記資料1、別添え4「グリスフィルターのグリス除去性能試験方法」及び別添え5「グリスエクストラクターのグリス除去性能試験方法」にそれぞれの性能を発揮する風速が記載されているので参照し、検査時に確認してください。

(2) 条例第3条の2第1項第2号トは、排気ダクト内面への油脂の付着を抑え、かつ、排気ダクト内の風速を下げないことで排気ダクト内の延焼を防止する効果があることに留意した指導をしてください。

(3) 条例第18条、第19条、第20条、第21条に規定する器具で調理を目的として使用されるものには、排気ダクト等の構造等について定めはないが、自主的に設置される場合には、厨房設備基準に準じた指導を行ってください。

なお、このことについては行政指導であることから、その趣旨を十分認識して誤りのないよう運用するとともに、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第4章の規定に従い対応してください。

(4) 運用開始日前に既に設置されている排気ダクト等のうち、改正後の厨房設備基準に適合しなくなるものにあつては、改修・交換の機会を捉え、計画的な改修を指導してください。

6 その他

本改正内容等は、別表の送付先一覧の工業会等に対して、別添えにより通知します。

問合せ先

予防課火気電気係 五十嵐 辻岡
消 電 9-501-4782 4787

分類記号 F00001

別記 1

予防事務審査・検査基準 第3章、第2節、第2 厨房設備

(下線部は変更及び追加を意味する)

2 条例等の運用

(1)~(3)、ア、(イ)、a、(g) (現行のとおり)

(h) 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、天蓋の内側に設けないこと。

(3)、ア、(イ)、b、(a)~(b) (現行のとおり)

(c) 条例第3条の2第1項第4号で規定する「清掃ができる構造」とは、次によること。ただし、次の施工方法と同等と認められる構造等の場合は、これによらないことができる。

⑦ 排気ダクトに点検口を設ける場合

排気ダクトの点検口の位置は、わん曲部（120度以内）の部分、及び直線部分に設けることとし、直線部分に設ける場合は、次により設置すること。

① 円形の排気ダクトの場合は、概ね2mの範囲内で点検口（概ね400mm×250mm）を設置すること。

② 角形の排気ダクトの場合は、次により設置すること。

i 排気ダクト内に進入して清掃をする場合（概ね500mm×300mm以上）

概ね7~8mの範囲内に点検口（概ね450mm×450mm）を設け、作業員の荷重に耐えられるよう、支持部は排気ダクト自体の重みに300kgを加えた重量に耐えられる構造とすること。

ii 排気ダクトの外から清掃する場合

概ね2mの範囲内に点検口（概ね400mm×250mm）を設けること。

③ 排気ダクトに点検口を設けない場合

接続部をフランジ接続等により取り外し可能で、かつ、接合部の気密性が確保できる構造とすること。

排気ダクト内が清掃可能な場合であれば、⑦及び③の施工方法を組み合わせることができる。

また、点検及び清掃のために天井・壁等に設けた点検口（概ね450mm×450mm）から排気ダクト及び排気ダクトの点検口等へのアクセス経路として、断面積が概ね450mm×450mmの空間を確保できるよう適宜な位置に天井・壁等の点検口を設けること。

なお、排気ダクトの点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

また、点検口の周囲は、障害となる物を存置しないよう維持管理すること。

(d)~(f) (現行のとおり)

(g) 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、ダクト内に設けないこと。

(h) 条例第3条の2第1項第2号ハに規定する「金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分」とは、ロックウール保温材（JIS A 9504によるもの。以下「ロックウール保温材」という。）又はけい酸カルシウム保温材（JIS A 9510によるもの。以下「けい酸カルシウム」という。）若しくはこれと同等以上の特定不燃材料で、厚さ50mm以上で隙間なく被覆する部分又はこれと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた部分をいう。

(i) (現行のとおり)

(j) 風量調節装置（ダンパー等）が設けられた場合、排気ダクト内の風量が、有効換気量（「建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修」等により算定されるもの）における適正な範囲外とならないよう、風量調節装置の操作部にむやみに

操作しない旨を表示すること。◆

(3)、ア、(イ)、c

(a) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができる性能を有し、その性能が維持できるようにすること。

(b) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分を90%以上除去することができる性能を有し、その性能が維持できるようにすること。

(3)、ア、(イ)、c、(c)～(3)、イ、(イ)、b、(e) (現行のとおり)

(f) 条例第3条の2第1項第2号ハに規定する「金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分」とは、可燃性の部分(別図第2-4その2参照)を厚さ5mm以上の特定不燃材料で被覆し(隠ぺい部分は除く。)50mm以上とする部分並びに排気ダクトにロックウール保温材、グラスウール保温材(JIS A 9504によるもの)若しくはけい酸カルシウム保温材又はこれと同等以上の特定不燃材料で、厚さ50mm以上で隙間なく被覆する部分又はこれと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた部分をいう。

(以下、現行のとおり)

予防事務審査・検査基準 第5章、第2節、第2、火気設備等の中間検査及び使用検査要領、1、別記3

防火対象物の中間検査・使用検査項目・要領（火気設備等編）

部位	法令根拠		検査内容	検査着眼点 (主要なもの)	検査方法	合否の判定基準
	火災予防条例	告示等 (主要なもの)				
	3条の2①②		厨房設備	天蓋及び排気ダクトの構造	目視・聴取等により確認する。	<p>a 耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の特定不燃材料で造られているか確認する。</p> <p>b 排気ダクト内の清掃が可能な構造か確認する。</p> <p>c 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等が天蓋の内側及び排気ダクト内に設けられていないか確認する。</p>
設備種別ごとの検査項目			排気ダクト等の可燃物からの離隔距離	排気ダクト等の可燃物からの離隔距離	目視・聴取及びスケール等による採寸等により確認する。	排気ダクト等が可燃性の部分から10cm以上の距離を保っているか確認する。ただし、金属以外の特定不燃材料で隙間なく有効に被覆した部分については10cm未満とすることができる。
	3条の2④⑤		維持・管理	維持・管理	目視・聴取等により確認する。	<p>a 天蓋、排気ダクト内、グリス除去装置、火炎伝送防止装置は定期的に清掃するよう指導する。</p> <p>b 風量調整ダンパー等により、むやみに風量及び風速を下げるよう指導する。</p> <p>c 天井・壁等に設けた点検口から排気ダクト及び排気ダクトの点検口等へのアクセス経路及び点検口の周囲に点検・清掃に必要なスペースが確保されているか、また障害物が存置されていないかを確認する。</p>

(下線部は変更部分、波線は省略を意味する)

別表

通知先一覧

	名 称	代表者等
1	一般社団法人 日本厨房工業会	会長 渡辺 恵一
2	一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会	会長 田村 行雄
3	一般社団法人 東京都建築士事務所協会	会長 大内 達史
4	一般社団法人 東京ビルディング協会	会長 高木 丈太郎
5	一般社団法人 東京建設業協会	会長 近藤 晴貞
6	一般社団法人 日本建設業連合会	会長 中村 満義
7	一般社団法人 日本フードサービス協会	会長 安部 修仁
8	東京都飲食業生活衛生同業組合	理事長 原田 啓助
9	日本吹出口工業会	会長 楢木 隆
10	日本防排煙工業会	会長 久野 幸男

別記

厨房設備に附属する排気ダクト等に係る運用基準

1 趣旨

当庁は、平成23年度に部外者を交えた委員会及び平成24年度には実大規模の火災実験により、飲食店の厨房火災低減に向けた火災予防対策を検討してきました。

この度、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第3条の2第1項に規定する厨房設備に附属する排気ダクト等の清掃の重要性及び風量、風速の低下により排気ダクト内へ延焼しやすくなること等が明確になりました。

このことから、排気ダクト等に係る運用基準を改正するものです。

2 天蓋に係る運用基準

特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、天蓋の内側に設けないこと。

3 排気ダクトに係る運用基準

(1) 条例第3条の2第1項第4号で規定する「清掃ができる構造」とは、次によること。ただし、次の施工方法と同等と認められる構造等の場合は、これによらないことができる。

ア 排気ダクトに点検口を設ける場合

排気ダクトの点検口の位置は、わん曲部（120度以内）の部分、及び直線部分に設けることとし、直線部分に設ける場合は、次により設置すること。

(ア) 円形の排気ダクトの場合は、概ね2mの範囲内で点検口（概ね400mm×250mm）を設置すること。

(イ) 角形の排気ダクトの場合は、次により設置すること。

a 排気ダクト内に進入して清掃をする場合（概ね500mm×300mm以上）

概ね7～8mの範囲内に点検口（概ね450mm×450mm）を設け、作業員の荷重に耐えられるよう、支持部は排気ダクト自体の重みに300kgを加えた重量に耐えられる構造とすること。

b 排気ダクトの外から清掃する場合

概ね2mの範囲内に点検口（概ね400mm×250mm）を設けること。

イ 排気ダクトに点検口を設けない場合

接続部をフランジ接続等により取り外し可能で、かつ、接合部の気密性が確保できる構造とすること。

排気ダクト内が清掃可能な場合であれば、ア及びイの施工方法を組み合わせることができる。

また、点検および清掃のために天井・壁等に設けた点検口（概ね450mm×450mm）から排気ダクト及び排気ダクトの点検口へのアクセス経路として、断面積が概ね450mm×450mmの空間を確保できるよう適宜な位置に天井・壁等の点検口を設けること。

なお、排気ダクトの点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

また、点検口の周囲は、障害となる物を存置しないよう維持管理すること。

(2) 特定不燃材料以外の電気配線や活性炭等は、ダクト内に設けないこと。

(3) 条例第3条の2第1項第2号ハに規定する「金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分」とは、ロックウール保温材（JIS A 9504によるもの。以下「ロックウール保温材」という。）又はけい酸カルシウム保温材（JIS A 9510によるもの。以下「けい酸カルシウム」という。）若しくはこれと同等以上の特定不燃材料で、厚さ50mm以上で隙間なく被覆する部分又はこれと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた部分をいう。

- (4) 風量調節装置（ダンパー等）が設けられた場合、排気ダクト内の風量が、有効換気量（「建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修」等により算定されるもの）における適正な範囲外とならないよう、風量調節装置の操作部にむやみに操作しない旨を表示すること※。

※当該基準については、条例上の規定はないが、火災予防上の必要な措置として定めたもの。

4 グリス除去装置に係る運用基準

- (1) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができる性能を有し、その性能を維持できるようにすること。
- (2) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分を90%以上除去することができる性能を有し、その性能を維持できるようにすること。